

第一事件

2006年(ワ)第6484号 謝罪及び損害賠償請求事件

原告 王 子雄 ほか39名

被告 日本国

第二事件

2008年(ワ)第18382号 謝罪及び損害賠償事件

原告 吳 及義 ほか21名

被告 日本国

意 見 陳 述 書

2009年6月15日

東京地方裁判所民事第13部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 中 山 武 敏

1 加害と被害を問う

(1) はじめに

当代理人は本件訴訟の代理人とともに原告131名（第一次111名、第二次20名）が国を被告として、民間人空襲被災者を軍人軍属等と差別し、何らの救済をなさず、放置してきたことへの謝罪と賠償を求めている東京大空襲訴訟（東京地方裁判所平成19年(ワ)第5951号、平成20年(ワ)第6297号）の代理人でもあります。

同東京大空襲訴訟は、民事第44部に係属しておりますが、本年5月21日に結審になり、判決日時は追って指定となっています。

同訴訟において、国は、「戦争被害ないし戦争損害は、国民はひとしく受忍しなければならない」との87年の最高裁第二小法廷判決（「戦争被害受忍論」）を引用し、同原告らの主張についての事実認否を行わず事実関係に関する証拠調べも一切不要であるとし、書面審理のみでの早期の棄却を主張しました。

しかし、同訴訟においては、裁判所は、国の主張を退け、東京大空襲の実相について作家の早乙女勝元氏、同原告らの凄惨な空襲体験の極限状況からの精神的負荷についての医学的な立証証人として精神科医の野田正彰関西学院大学教授、軍人軍属等と民間人一般戦災者との差別の不条理についての歴史研究者の池谷好治氏、東京大空襲によって

同原告らが侵害された憲法上の権利についての憲法学者内藤光博専修大学法学部教授の4名の専門家証人の尋問及び同原告ら本人尋問を実施しました。

本件訴訟においても、被告国は事実の認否をなさず、原告らの請求は全て理由がないと主張し、速やかに棄却されるべきであると主張しています。

被告国は、本件訴訟でも日中共同声明5項に関する最高裁平成19年4月27日第一小法廷判決を引用し、「戦争賠償の請求」は、中国国民の日本国及びその国民に対する請求権も含むものであるとし、中華人民共和国政府がその「放棄」を「宣言」したものであるとし、日中間においての個人の請求権の問題は既に解決済みであると主張しておりますが、被告国の引用する最高裁判決は、東京大空襲訴訟で引用している「「戦争被害受忍論」（「戦争被害受忍論の見直しを」の朝日新聞2009年3月4日付「私の視点」欄の当代理人の掲載原稿を添付）と同じく旧憲法の人権感覚に基づく判断であり、到底歴史の審判に耐えうるものでなく見直しが求められるものです。

当裁判所においても被告国のかかる不当な主張に組されることなく、十分な審理と事実調べを実施されるべきであることを強く求めるものであります。

（2）東京大空襲の先行行為としての重慶大爆撃

土屋公献代理人は、甲第10号証「弁護士魂」（現代人文社）で、「中国の無辜の民を『政戦略爆撃』などと言って、200回以上も爆撃し続けた重慶大爆撃は、アメリカが日本を攻撃するとき、東京、大阪などの大都市だけでなく、全国の地方都市への無差別爆撃となって日本民衆に災厄がかかり、果ては原爆が投下された。現在、東京空襲に対する損害賠償の裁判が始まっている。重慶の被害に対する裁判と東京空襲の被害の裁判が軌を一にして、同時平行で裁判を進めることは有意義であり、現代的な意味を持っていると言うことができる。」と指摘されています。

甲第1号証前田哲男著「戦略爆撃の思想」（凱風社）で、「日本軍が重慶爆撃に当たって採用した戦術は、第二次大戦中および、それ以後の地域戦争において米軍が採用する原則とまったく変わりない。同時にそれは20世紀後半の核抑止戦略のなかに生き続けている思想とも同根のものである。」、日本軍が重慶爆撃で先例をつくった「重慶の思想」は踏襲され、日本の都市住民に降りかかってきたのである。「都市そのものを爆撃目標とし、地上進行作戦とは別個に遂行され、かつ対人殺傷兵器を多用する - この『戦略爆撃の3要件』とその組織的、反復的、持続的な攻撃方法、日本軍（主に海軍航空隊）に開発され、戦時首都・重慶に対して試みられた『志氣の征服』をめざす戦略爆

撃の思想の本質であった。」と指摘されています。

国際法に違反する重慶大爆撃が先行行為（原因）となり、米軍の東京大空襲をはじめとした日本各都市への空爆、原爆投下と繋がり、日本の空襲被災者にも甚大な被害を与える結果となったことは歴史的公知の事実であります。

本件訴訟は重慶大爆撃での加害行為によって中国民衆への甚大な被害を与えた事実とともに同爆撃が東京大空襲をはじめとした米軍の空爆による空襲被災者の被害をもたらしものであることを問う意義も有する訴訟であります。

（3）重慶大爆撃と東京大空襲の被害、被害者の思いは同じである。

東京大空襲の証人尋問で早乙女勝元氏は、東京大空襲が一夜にして奪ったものは、「人の命、財産、住居と街並みを含む生活基盤そのもの、未来への希望の全て」（要旨）と証言されました。

本件第一事件の第6回口頭弁論で原告鞠天福さん（原告番号2）は重慶爆撃の状況について、「太陽や空を覆うほどの火炎や濃い煙が全重慶の町を包み込んでいったのです。まるで町全体が爆撃され、燃えているようでした。私たちの町、私たちの家、私たちの友人、すべてがなくなってしまいました。」と陳述されています。

日本軍の重慶大爆撃で奪ったものも東京大空襲で奪われたものも同じであり、被害の深刻さ、被害者の苦しみ、悲しみ、被害者の思いは同じであります。

東京大空襲の原告131名中、片腕切断等の自ら重傷を負った者は7名、父母の双方又は一方を失った者は104名おり、孤児になった未成年者は55名、うち一人ぼっちで残された者は21名にのぼっています。

本件第一事件でも重慶大爆撃で両親を殺された鄧華均さん（原告番号5）、父を殺された危昭平（原告番号15）、羅漢（原告番号16）さん、右顔に重傷を負った趙茂蓉（原告番号32）さん、右足切断の万泰全（原告番号14）、周永冬（原告番号21）さんをはじめとした原告らの被害態様、被害の甚大さ、深刻さは東京大空襲の被害と共通しております。

重慶大爆撃の原告らの被害も東京大空襲の被災者の被害も被害当日にとどまるものではなく、戦後現在までその傷は癒されることなく継続しています。

重慶大爆撃で父の体がばらばらになり遺体すら残らなかつた危昭平さんは、「父のことを思い出すと、今でも涙が出てきます。」「日本政府が無差別爆撃を謝罪しないために、癒されない父の魂は今もさまよい続けています。」（甲第4号証の2）と陳述され

ています。

鞠天福さんは「私は今でも、火災の火を見たり、消防車が鳴り響く音を聞くと、体が硬直したり、何も考えられなくなります。頭のなかに、爆撃と燃え上がる炎、そして家族がもがきくるしむ悲惨な光景が浮かびあがり、なかなか心が平静にもどらないのです。」と陳述されています。

東京大空襲訴訟の証人尋問で精神科医の野田正彰氏は「空襲被害者の多くが、高齢者になってから、凄惨な空襲体験の極限状況を想起し、再び苦しんでいる。原告らの精神的負荷は国を含む共同体で背負わない限りこれを軽減することはできず、死者に対する慰霊と生き残った者に対する補償が不可欠である」と証言されています。

ポツダム宣言を受諾し、終戦をむかえた日本政府の戦後の第一の任務は、戦後処理・戦後補償責任をはたすことでした。

憲法は、前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」してこの憲法を確定すると謳っています。

内外の戦争被害者に対して戦後補償責任をはたそうとしない被告国の中張は、平和主義、基本的人権の尊重を基本原理としている憲法の理念とは相いりません。

鞠天福さんは、「戦争は中国や重慶市民に多大な苦難をもたらしただけでなく、日本人に対しても大きな被害をもたらしました。重慶大爆撃や東京大空襲、広島、長崎の原爆投下による惨劇は二度と繰り返してはなりません。日中両国の人民は手をとりあって戦争に反対し、私たちは一衣帶水の隣国日本と子孫の代に至るまで友好関係を保つていてことを心から願っています。」とも陳述されています。

裁判所が憲法の理念、国際人権水準、正義と公平に則り、本日意見陳述された第二事件原告の呉及義さんをはじめとした鞠天福さんらの本件訴訟の原告らの訴え、願いに耳を傾けられ人権擁護の砦としての役割を発揮されることを求めます。

以上

民間被災者を軍人と差別

1 東京大空襲訴訟の経過、現状
原告百三十二名(第一次百十二名、
第二次二十名)が国を被告として、
民間人空襲被災者を軍人・軍属と差
別し、何らの救済をなさず、放置し
てきたことへの謝罪と賠償を求めて
いる東京大空襲訴訟(東京地裁)の
証拠調べが昨年一月二十九日に終了

被告国は、「戦争被害ないし戦争
損害は、国民党はひとしきり受忍しなけ
ればならない」との八七年の最高裁
第二小法廷判決(戦争被害受忍論)

の証人採用、尋問を実施した。
早乙女さんは、妻直枝さんを昨年
六月に亡くされた悲しみを力にかえ
られて法廷で東京大空襲の実相、早
乙女さん自らの体験、救済の必要性
についての説得力と感動的な証言を

なされた。早乙女さんは、東京大空
襲が一夜にして奪ったものは、「人
の命、財産、住居と街並みを含む生
活基盤そのもの、未来への希望のす
べて」(要旨)と証言された。

く反対したが、弁護団の反論、世論
の批判により、「有害」との主張を
撤回せざるを得なくなり、裁判所も
早乙女さんを含む四名の専門家証人
の証人採用、尋問を実施した。

この後、五月二十一日の最終準備
書面の提出、結審、判決となる。
重慶大爆撃訴訟はこれまで三回に
分けて東京地方裁判所に提訴され、
原告は合計百七人となっている。第
一次訴訟は現在まで八回の口頭弁論
が開かれ、原告の被害事実について

(専修大学法学部教授)証人は、東

京大空襲による被災者が侵害された

土屋公献弁護士は、その著「弁護士

魂」(現代人文社)で、「中国の無

権利・平和的生存権であると証言

された。

重慶大爆撃訴訟の弁護団長である
土屋公献弁護士は、その著「弁護士
魂」(現代人文社)で、「中国の無
権利・平和的生存権であると証言

された。

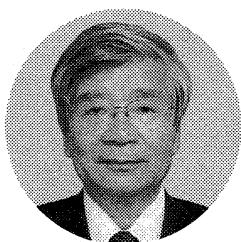
重慶大爆撃訴訟の弁護団長である
土屋公献弁護士は、その著「弁護士
魂」(現代人文社)で、「中国の無
権利・平和的生存権であると証言

された。

重慶大爆撃訴訟の弁護団長である
土屋公献弁護士は、その著「弁護士
魂」(現代人文社)で、「中国の無

権利・平和的生存権であると証言

された。



中山 武敏

東京大空襲訴訟と重慶大爆撃訴訟

被害と加害を問う

を引用し、原告らの主張についての
事実認否を行わず事実関係に関する
証拠調べも一切不要であり、書面審

理のみでの早期の棄却を主張した。

とりわけ、「東京大空襲」三月十

日記録」(岩波新書)で知られる
作家早乙女勝元さんの証人申請につ

いては、東京大空襲の自らの体験に

ついての証言を求めるることは「有害」

であるとまで主張し、証人尋問に強

精神科医の野田正彰(関西学院大学
教授)は「原告らの凄惨な空襲体験の
極限状況からの精神的負荷は国を含

む共同体で背負わない限りこれを軽

減することはできず、死者に対する慰

靈と生き残った者に対する補償が

不可欠である」(要旨)と証言された。

歴史研究者の池谷好治証人は、軍

の意見陳述、原告代理人の準備書面
陳述等がなされ、今年六月ころに第
四次訴訟の提訴が予定されている。

日本軍による重慶爆撃は一九三八

年から一九四四年の五年半にわた

り、重慶とその周辺地域、四川省全

体に及び、その回数も三百回を超

えている。爆撃被害は、中國側の最近

の調査・研究によると、直轄市重慶

の爆撃被害は、死傷者数五万五千人

(うち死者二万四千人)と推計され

ている。

東京大空襲訴訟では被告国(中国)
の責任の根拠の一つとして、「先行行
為に基づく作為義務」を主張してい
る。無防備都市を爆撃し、民間人を
殺傷し、戦争遂行の戦意を挫くこと
を目的とした残酷な無差別爆撃(戦

の意味を持っていると言つてはい
る」と書かれている。

戦略爆撃先例作つた日本

私は東京大空襲訴訟の原告代理人
であるとともに要請を受けて重慶大
爆撃訴訟の弁護団にも参加してい
た。父は、死に際し、「人只有一生
死要生得意義死得有價值」の詩
を書き写してはいた。私は父や土
屋公献弁護士の権勢におもねない生
き方を敬愛している。

土屋弁護士は、前記著に、「余生
をばどう生きようと勝手なり、なら
ば平和へ生命捧げん」と詩を載せら
れている。

二十二年前に死去した私の父は、
戦車の修理兵として一九三七年十二
月の南京総攻撃に加わり、中国民衆
の惨状を自爆している。晩年の父は、
南京で自爆した事実を多くの人に伝
えるために、全国三百箇所で戦争の
愚かさ、残酷さ、平和の尊さを訴え
てはいる。

父は、死に際し、「人只有一生
死要生得意義死得有價值」の詩
を書き写してはいた。私は父や土
屋公献弁護士の権勢におもねない生
き方を敬愛している。

論壇

3 東京大空襲の先行行為として
の重慶大爆撃

東京大空襲の先行行為として
の重慶大爆撃

東京大空襲訴訟では被告国(中国)
の責任の根拠の一つとして、「先行行
為に基づく作為義務」を主張してい
る。無防備都市を爆撃し、民間人を
殺傷し、戦争遂行の戦意を挫くこと
を目的とした残酷な無差別爆撃(戦